

七尾市自殺対策計画（第3次）

令和6年度～令和11年度

令和6年3月

七尾市

はじめに



平成18年の「自殺対策基本法」の制定や「自殺総合対策大綱」の閣議決定に伴い、本市では、平成23年に「七尾市自殺対策行動計画」を策定しました。平成29年自殺対策大綱の改正に基づき、平成31年に自殺対策計画（第2次）の改正を行い、関係機関や関係団体と連携して、「こころの相談窓口」の周知やゲートキーパーの育成など、自殺予防に関する取組みを行ってまいりました。

その結果、自殺者数は年々減少傾向にあるものの、依然として、年間数人の方がその尊い命を自ら亡くされています。

国では、さらなる自殺対策に努めるべく、令和4年に「自殺総合対策大綱」を改定し、県においては、令和6年4月に「石川県自殺対策計画」を策定する予定であるなど、自殺予防対策の強化を図っております。

このような中、「七尾市自殺対策計画」を見直し、国や県の計画を踏まえた、「七尾市自殺対策計画（第3次）」を策定することで、自殺予防対策をさらに推し進めてまいります。

本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目的としており、相談支援の充実や、自殺予防の普及啓発など、「生きる」ことに対する包括的な支援に取り組んでまいります。

令和6年には能登半島地震により避難所や仮設住宅などの生活を余儀なくされた市民も多く、生活環境の変化に伴う不安による思いや行動への変化があり、まさに本計画の目的に沿った実践をしていくことが重要であると感じています。

自殺対策は、行政はもとより、学校や地域、職場などの関係機関が手を携えて取り組むことが重要であり、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご指導を賜りました七尾市自殺対策委員会の皆様をはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

七尾市長 茶谷 義隆

<目次>

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制	2
5 前計画の評価	4
(1) 自殺対策計画の数値目標	4
(2) 推進施策の達成状況の判定方法	4
(3) 項目毎の達成状況の総括	5
第2章 自殺の現状と課題	7
1 自殺の現状	7
(1) 自殺者数の推移	7
(2) 年代別の状況	8
(3) 原因・動機別の状況	10
2 これまでの取り組み	12
3 課題	18
第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標	19
1 施策の基本的な視点	19
2 計画の数値目標	20
第4章 施策の推進方策	21
施策の体系	21
I 自殺予防に向けた普及啓発の充実	22
II 自殺予防のための相談支援の充実	23
III 心の健康づくりと早期発見の促進	26
IV 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実	27
V 遺族等へのケアと支援施策の充実	28
主な取り組み一覧	29
関係資料	35

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制
- 5 前計画の評価

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市の自殺者数は、平成 18 年、19 年において 20 人前後、自殺死亡率は、県・全国を上回っていました。このため、本市では、平成 23 年 7 月に「七尾市自殺対策行動計画」を策定し、平成 29 年自殺対策大綱の改正に基づき平成 31 年に自殺対策計画（第 2 次）の改正を行いました。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるための取り組みを実施してきました。

これまでの取り組みにより、自殺者数は減少傾向にあるものの、未だ数人の方が、自ら命を絶つという残念な事態が続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題及び家庭問題などとともに、個人の人生観や価値観などが複雑に関係していると言われていています。その対策に当たっては、学校や地域、職場などに協力をいただきながら取り組んでいく必要があります。

人の命は何ものにも代えがたいことは言うまでもありません。自殺や自殺未遂は本人にとってこの上ない悲劇であるばかりでなく、家族や周囲の人々にとっても大きな悲しみと生活上の困難をもたらすこととなり、社会にとっても大きな損失となります。

このため、七尾市の自殺の現状やこれまでの取り組みの評価、自殺対策大綱をふまえ「七尾市自殺対策計画」を見直し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、引き続き自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために、新たな自殺対策計画を策定します。

《国・県の動向》

平成 18 年 6 月	自殺対策基本法の成立（議員立法、10 月施行）
平成 19 年 6 月	自殺総合対策大綱の閣議決定
平成 24 年 8 月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）
平成 28 年 3 月	自殺対策基本法の一部改正法の成立（議員立法、4 月施行）
平成 29 年 7 月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）
平成 30 年 4 月	第 2 次石川県自殺対策計画の策定
令和 4 年 10 月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく、「市町村自殺対策計画」です。
- (2) 本計画は、七尾市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で同時に「第2次七尾市総合計画」「七尾市健康増進計画（第2次）改定版けんこう七尾21」と整合性を図って策定したものです。

3 計画の期間

前計画の推進期間が平成31年度から令和5年度までの5年間でしたが、新たな自殺総合対策大綱により、推進期間中の見直しを行いました。

本計画の推進期間は、石川県自殺対策計画との整合性を図り令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、計画は、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の推進体制

- (1) 計画の推進に当たっては、「自殺対策委員会」を構成する各機関・団体が中心になって、各々の役割を果たすとともに、相互に緊密な連携、協力を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) また、自殺対策に関係する機関・団体をはじめ、地域の関係団体や市民各位の協力を仰ぎながら、各種施策の取組を推進します。
- (3) 自殺対策委員会において、随時計画の推進状況等について点検・評価し、PDCAサイクルを通じてその着実な推進を図ります。

PDCAサイクル

- | | |
|-----------|------------------|
| P (PLAN) | : 自殺対策計画を策定する |
| D (DO) | : 計画に基づいて対策を推進する |
| C (CHECK) | : 点検・評価する |
| A (ACT) | : 分析結果を踏まえて改善する |

七尾市自殺対策における連携体制

自殺対策委員会 (50音順)

- ・ 石川県司法書士会
- ・ 石川県七尾警察署
- ・ 石川県七尾児童相談所
- ・ 石川県能登中部保健福祉センター
- ・ 一般社団法人 七尾市医師会
- ・ 社会福祉法人 七尾市社会福祉協議会
(七尾市地域包括支援センター)
- ・ 七尾市町会連合会
- ・ 七尾市・中能登町地域自立支援協議会
- ・ 七尾市民生委員児童委員協議会
- ・ 七尾労働基準監督署
- ・ メンタルヘルスポランティア花の会

自殺対策計画 実務担当者会議

- 七尾市庁内関係課・
関係機関
- ・ 総務課
 - ・ 福祉課
 - ・ 子育て支援課
 - ・ 高齢者支援課
 - ・ 学校教育課
 - ・ 公立能登総合病院
 - ・ 七尾鹿島消防本部
 - ・ 健康推進課

5 前計画の評価

(1) 自殺対策計画の数値目標

七尾市自殺死亡率は平成 29 年から令和 3 年の平均が 15.9 で、目標としていた 16.7 以下であり、自殺者数は 8 人で目標に達しています。本市は、単年では変動があるため、直近の過去 5 年間の平均値で算出し目標値としています。

	平成 24 年～ 平成 28 年 (初期値)	平成 29 年～ 令和 3 年	令和 4 年～ 令和 8 年 (目標値)
自殺死亡率 (人口 10 万対)	19.6	目標 16.7 以下 現状 15.9	13.8 以下
【参考】 自殺者数	11 人	目標 9 人以下 現状 8 人	7 人以下

※数値目標は、国の自殺総合対策大綱に準じて設定

※自殺死亡率、自殺者数は人口動態統計による。

※自殺死亡率は、人口 10 万人に占める人数

※数値目標の自殺者数は、令和 7 年人口推計値 49,278 人 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）を使用して算出

※自殺者数の目標値は人口により異なる。

(2) 推進施策の達成状況の判定方法

各事業報告をもとに、推進施策において、策定時の現状値と目標値を比較し、下記の判定基準により評価しました。

評価にあたっては、平成30年度～令和4年度までの5年間について、現状値と計画当初の目標値との比較を行い、以下の基準で行っています。

- 【評価基準】
- A：目標値に達した
 - B：現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある
 - C：変わらない
 - D：悪化している

(3) 項目毎の達成状況の総括

項目 1 自殺に関する情報提供

区分	初期値		現状値		目標値		評価
	年度	人数	年度	人数	年度	人数	
市内小中学校において「SOSの出し方に関する教育」等を実施している学校数	H29年度	中学校 全校	R4年度	小中学校 全校	R4年度	小中学校 全校	A

出典：健康推進課調べ

ア 評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により実施できない年度がありました。現状値では小中学校全校で実施でき、目標は達成できました。

イ 今後の方向性

今後も「子供が、ストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育を学校や関係機関等が連携して実施していく必要があります。

項目 2 相談従事者等の人材育成・資質向上

区分	初期値		現状値		目標値		評価
	年度	人数	年度	人数	年度	人数	
ゲートキーパー養成研修受講者数（延べ人数）	H29年度	805人	R4年度	2,035人	R4年度	1,480人以上	A

出典：健康推進課調べ

ア 評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により研修が中止となることもありましたが、毎年企画し、受講者数の目標は達成できました。

イ 今後の方向性

今後も自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人材を養成するために、ゲートキーパー養成講座を引き続き実施し、より身近な人が見守りをできるように受講対象者の範囲を拡大していく必要があります。

項目3 心の病気の早期発見の促進

区分	初期値		現状値		目標値		評価
睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合※1	H29年度	24.7%	R4年度	23.3%	R4年度	20%以下	B
育児に心配・困りごとがある母親の割合(生後1~2か月)※2	H28年度 H29年度 の平均	19.5%	R3年度 R4年度 の平均	18.5%	R3年度 R4年度 の平均	17.6% 以下	B

※1 出典：国保特定健康診査法定報告

※2 出典：母子保健事業報告

ア 評価

睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合は、現状値は 23.3%で、初期値から減少していますが目標値の 20%以下に達していません。

育児に心配・困りごとがある母親の割合(生後 1~2 か月)は、現状値 18.5%で、初期値から減少していますが、目標値の 17.6%に達していません。

イ 今後の方向性

休養が十分にとれないと抑うつなどの要因となり、うつ病や不安障害の危険因子となる可能性が示されており、「睡眠による休養感」はこころの健康を保つために重要です。※3睡眠に関する正しい知識をより深められるよう、効果的な周知啓発を実施していきます。

母子保健においては、妊娠期から出産・子育て期における妊婦等への相談体制の充実を図り、保健・医療・福祉等の地域の関係機関の連携による切れ目のない寄り添った支援を今後も継続して実施していきます。

※3 健康づくりのための睡眠指針2014

第2章 自殺の現状と課題

1 自殺の現状

- (1) 自殺者数の推移
- (2) 年代別の状況
- (3) 原因・動機別の状況

2 これまでの取り組み

3 課題

第2章 自殺の現状と課題

1 自殺の現状

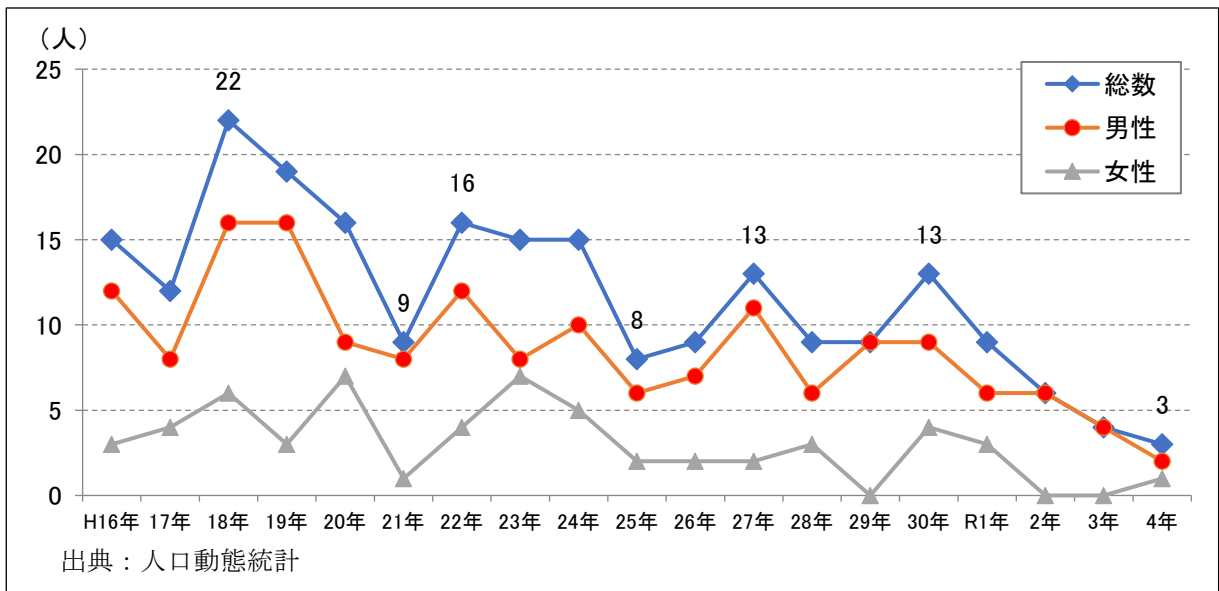
(1) 自殺者数の推移 [図1、2]

本市の自殺者数は、平成18年に22人をピークに平成21年に9人と大きく減少した後、増減を繰り返し令和4年に3人となっています。[図1]

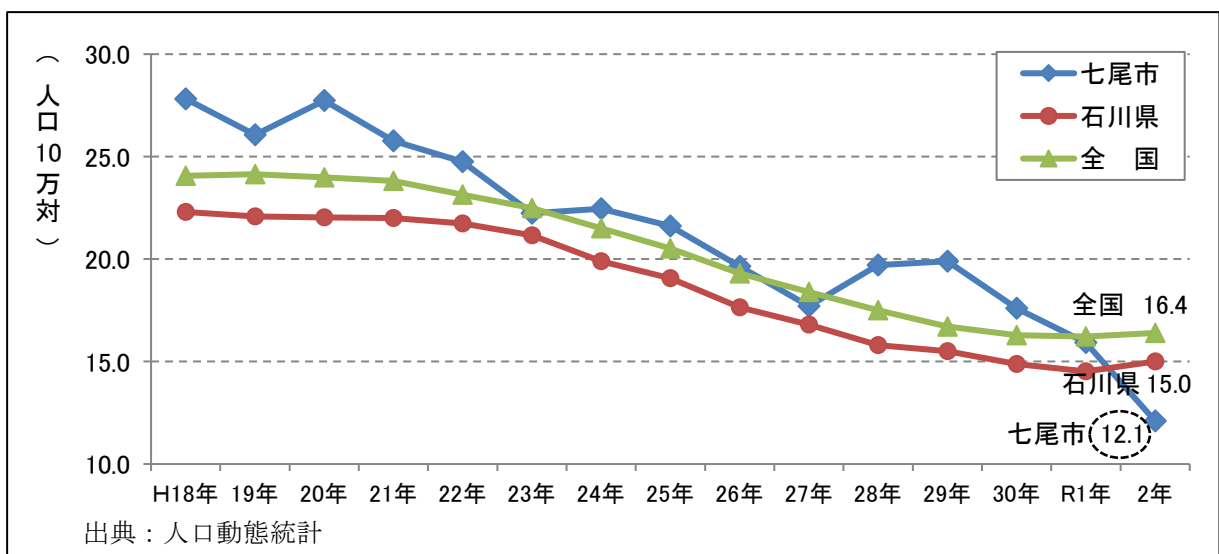
また、全国及び石川県の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)の比較では、本市の死亡数が1桁の時期もあるため5年移動平均での推移をみています。令和2年度は、全国16.4人、石川県15.0人、七尾市12.1となりました。[図2]

性別の自殺者数では、男性が過半数を占めています。[図1]

[図1] 自殺者数・男女別の推移(七尾市)



[図2] 自殺死亡率(人口10万対、5年移動平均)[※]の推移(全国、石川県、七尾市)



※5年移動平均について5年間の中間年を表示

(2) 年代別の状況 [表 1-1・1-2、図 3～6]

年代別の自殺者を平成21年から令和3年の13年間の合計が147人です。70歳代以上が最も多く、次いで50・60歳代、40歳代が多くなっています。また、すべての年代で、女性よりも男性が多く、40～60歳代では、特に顕著な差となっています。[表1-1・1-2]

年代別自殺死亡率の推移では、30～70歳以上では、減少しているが、29歳以下は上昇しており、特に男性が上昇しています。[図3、4、5、6]

[表 1-1] 年代別・性別の自殺者数の状況（七尾市：H21-H28の合計 105人）

(人)

	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
男性	7	8	11	17	15	14	72
女性	4	5	6	3	6	9	33
計	11	13	17	20	21	23	105
割合	10.5%	12.4%	16.2%	19.0%	20.0%	21.9%	100.0%

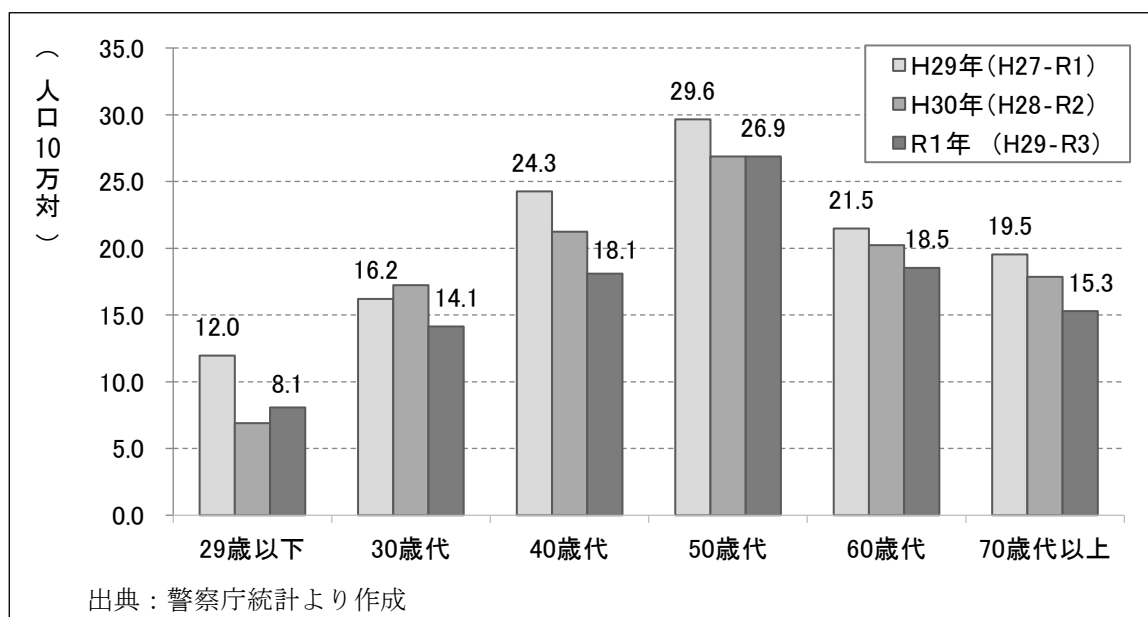
[表 1-2] 年代別・性別の自殺者数の状況（七尾市：H29-R3の合計42人）

(人)

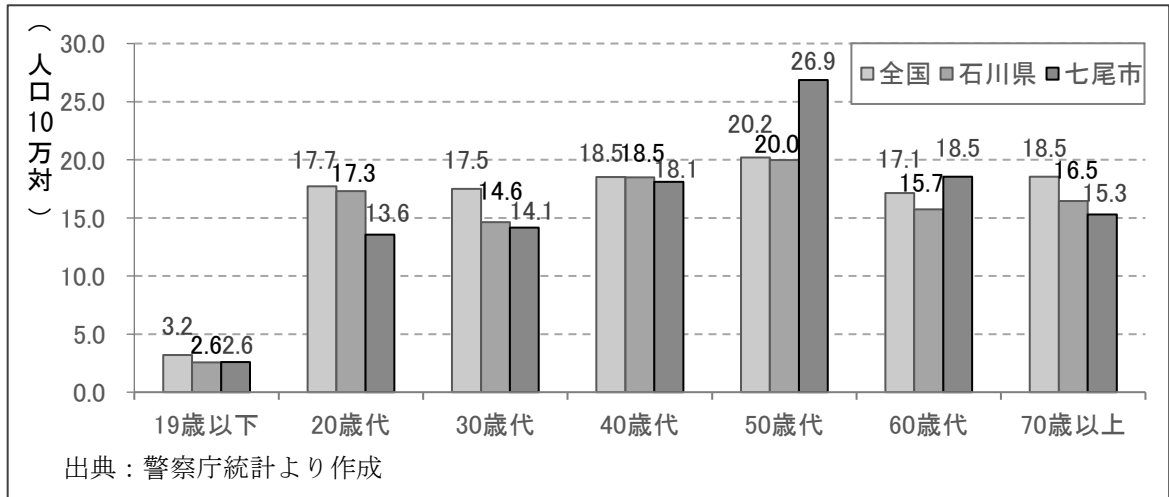
	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
男性	3	4	6	7	5	9	34
女性	1	0	0	2	3	2	8
計	4	4	6	9	8	11	42
割合	9.5%	9.5%	14.3%	21.4%	19.0%	26.2%	100.0%

資料：「警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計」をもとに七尾市作成

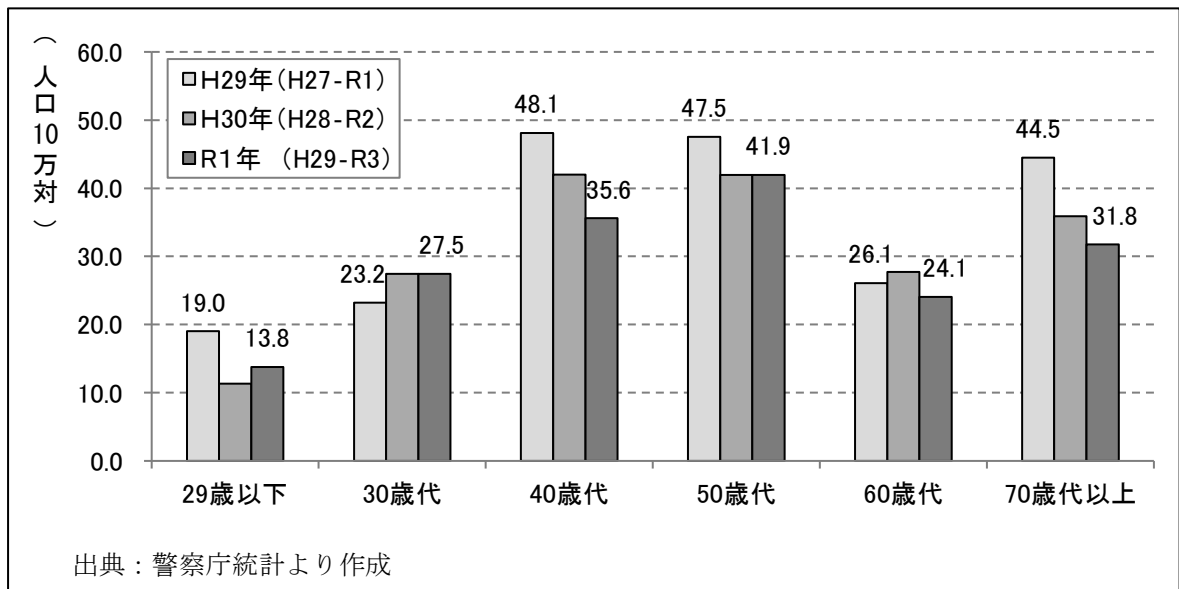
[図 3] 年代別自殺死亡率（5年移動平均）の推移（七尾市）



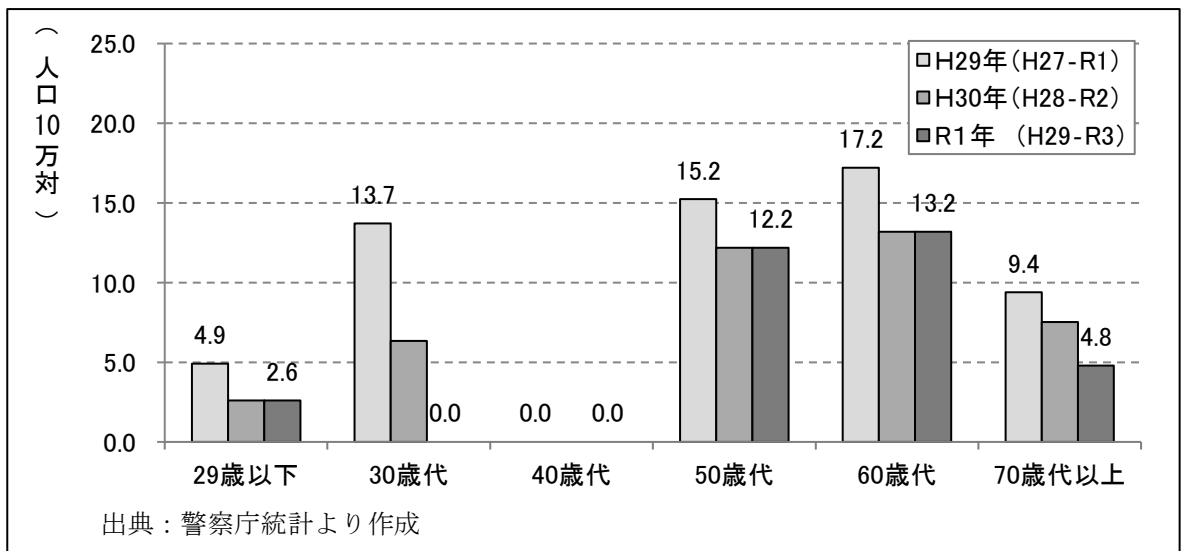
[図4] 年代別自殺死亡率（5年移動平均）の全国、石川県及び七尾市の比較（R1：H29～R3）



[図5] 男性の年代別自殺死亡率（5年移動平均）の推移（七尾市）



[図6] 女性の年代別自殺死亡率（5年移動平均）の推移（七尾市）



(3) 原因・動機別の状況

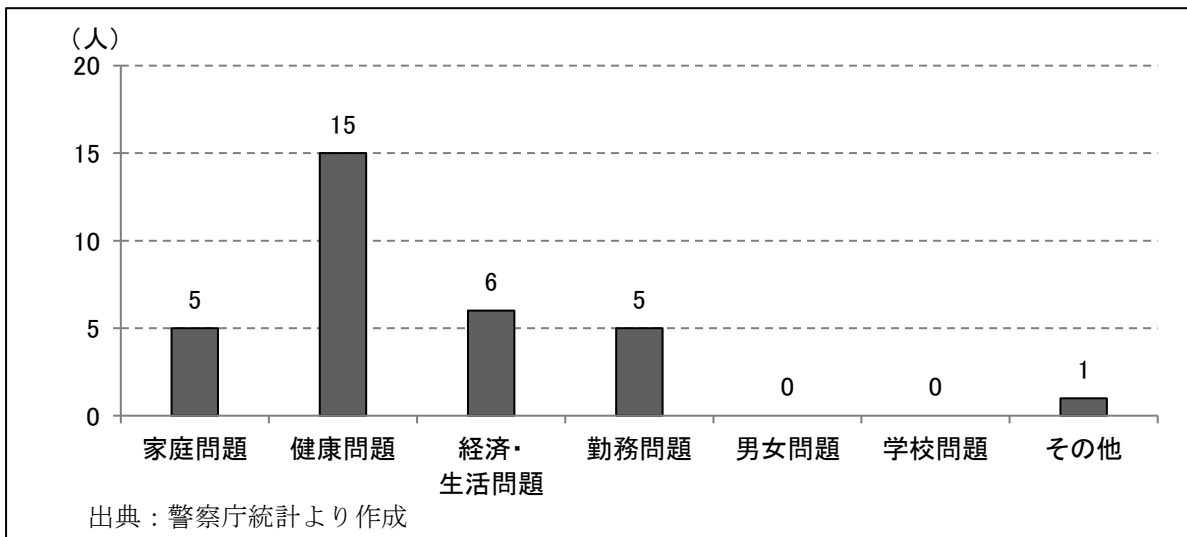
平成29年から令和3年の自殺者は42人います。原因・動機が特定できたのは24人(57.1%)、不詳は18人(42.9%)でした。その内容は、「健康問題」が15人(30.0%)と最も多く、次いで「経済・生活問題」が6人(12.0%)となっています。[図7]

年代別の原因・動機別順位をみると、どの年代においても「健康問題」や「経済・生活問題」が上位にあります。[表2]

参考に石川県の自殺の原因・動機が「健康問題」とされたものについて、年代別にその内訳をみると、精神疾患によるものは60歳代以下において身体の病気によるものを上回っています。身体の病気によるものは年齢が上がるにつれ増加傾向にあります。[図8]

自殺の背景として、失業(退職)や職場の人間関係、パワハラや過労など仕事に関する悩みにより、うつ状態となる事例が多い状況にあります。[表3]

[図7] 原因・動機別自殺者数の状況(七尾市:H29~R3の合計 実24人、延べ32人)



※原因・動機を特定できたものに限定し、自殺者一人につき、3つまで計上

[表2] 年代別自殺の原因・動機別順位(七尾市:H29~R3の合計実24人、延べ32人)

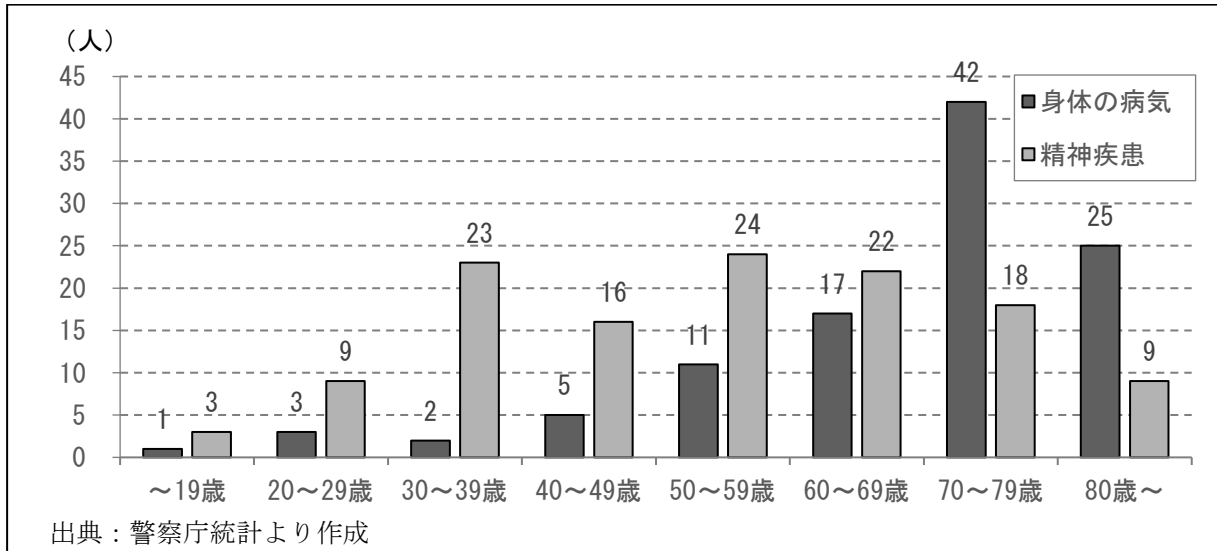
年齢階級	1位		2位		3位	
29歳以下	健康問題	83.0%	家庭問題、経済・生活問題、勤務問題(各16.7%)			
30歳代	健康問題	58.3%	経済・生活問題	33.3%	勤務問題	25.0%
40歳代	経済・生活問題、勤務問題(各35.3%)				家庭問題・健康問題(各29.4%)	
50歳代	健康問題	68.4%	経済・生活問題	42.10%	家庭問題・勤務問題(各10.5%)	
60歳代	健康問題	66.7%	経済・生活問題	38.9%	家庭問題	11.1%
70歳代	健康問題	92.9%	経済・生活問題	21.4%	家庭問題	7.1%
80歳以上	健康問題	50.0%	家庭問題	40.0%	経済・生活問題	10.0%

資料：「警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計」をもとに七尾市作成

※原因・動機は自殺者一人につき3つまで計上

※「その他」を除いた順位

【図8】年代別自殺者の健康問題の要因（石川県：H29～R3の合計）



※「精神疾患」は「うつ病」「統合失調症」「アルコール依存症」「薬物乱用」「その他の精神疾患」の合計

【表3】地域の自殺の特徴（地域自殺実態プロフィール2022）

石川県七尾市（住居地）の2017～2021年の自殺者数は合計42人（男性34人、女性8人であった。（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より集計）

地域の主な自殺者の特徴（2017～2021年合計）〔公表可能〕 <特別集計（自殺日・住居地）>

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職独居	7	16.7%	173.8	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:男性 20～39歳有職同居	4	9.5%	30.1	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職同居	4	9.5%	16.9	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4位:男性 40～59歳有職同居	4	9.5%	16.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性 40～59歳無職同居	3	7.1%	135.3	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものの（詳細は付表の参考表1参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

2 これまでの取り組み

(1) 自殺予防に向けた普及啓発の充実

自殺に関する情報や各種相談窓口等の情報を一元的に提供しました。

命の大切さの理解を深めるとともに、市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺予防週間（9月10日～16日）等における各種啓発活動を展開しました。

ア 自殺に関する情報の提供

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
広報・ケーブルテレビ等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報ななお 「こころの健康相談」の日程掲載週間・月間に合わせて自殺予防の掲載 ◆ ホームページ 相談窓口一覧の掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報ななお 「こころの健康相談」の日程掲載週間・月間に合わせて自殺予防の掲載 ◆ ホームページ 相談窓口一覧の掲載
自殺予防コーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パネル・パンフレット等の設置 ◆ 自殺対策予防の書籍コーナー設置（図書館） 	◆ パネル・パンフレット等の設置

イ 普及啓発活動の推進

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
自殺予防週間にあわせた普及啓発活動（9月10日～16日）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 街頭キャンペーン（県と合同：9月11日） ◆ のぼり旗による啓発、ポスター掲示 ◆ 自殺予防啓発パンフレット、相談窓口一覧の設置（庁内関係窓口等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ ◆ ラジオななおによる呼びかけ
自殺対策強化月間にあわせた普及啓発活動（3月）	◆ 相談窓口一覧及び啓発パンフレット等の設置（庁内関係窓口、自殺対策委員会関係機関、七尾駅、確定申告会場、健康まちづくり推進員研修会他）	◆ 相談窓口一覧及び啓発パンフレット等の設置（庁内関係窓口、自殺対策委員会関係機関、七尾駅、確定申告会場他）
ゲートキーパーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関へのゲートキーパー養成講座 対象： ① 民生委員児童委員協議会理事会 ② 介護保険事業者連絡会 ③ 在宅介護支援センター担当者会議 ④ シルバー人材センター総会 ⑤ 健康づくり推進員合同研修会 ⑥ 民生委員児童委員一斉改選研修会 参加数：計535人 	◆ ゲートキーパー養成講座は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ
各学校への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学1年生に自殺予防冊子の配布 ◆ 成人式における相談窓口一覧の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学1年生に自殺予防冊子の配布 ◆ 成人式における相談窓口一覧の配布

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報ななお 「こころの健康相談」の日程掲載 週間・月間に合わせて自殺予防の 掲載 ◆ ホームページ 相談窓口一覧の掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報ななお 「こころの健康相談」の日程掲載 週間・月間に合わせて自殺予防の 掲載 ◆ ホームページ 相談窓口一覧の掲載 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ パネル・パンフレット等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パネル・パンフレット等の設置 	健康推進課

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ ◆ ラジオななおによる呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ ◆ ラジオななおによる呼びかけ 	庁内関係課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談窓口一覧及び啓発パンフレット等の設置（庁内関係窓口、自殺対策委員会関係機関、七尾駅、確定申告会場他） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談窓口一覧及び啓発パンフレット等の設置（庁内関係窓口、自殺対策委員会関係機関、七尾駅、確定申告会場他） 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ゲートキーパー養成講座は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関へのゲートキーパー養成講座 対 象：①小中学校教頭会 ②民生委員児童委員協議会 ③人権擁護委員会 参加数：計228人 	健康推進課 庁内関係課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学1年生に自殺予防冊子の配布 ◆ 成人式における相談窓口一覧の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学1年生に自殺予防冊子の配布 ◆ 成人式における相談窓口一覧の配布 	健康推進課

(2) 自殺予防のための相談支援の充実

誰もが相談しやすい体制づくりに努め、関係機関等と連絡しながら相談窓口の充実を図りました。

自殺対策委員会・自殺対策連絡会の開催により、関係機関と連携して地域における見守りや相談体制の充実を図りました。相談従事者等に対してゲートキーパー養成講座を開催し、資質の向上を図りました。

ア 自殺に関する相談窓口の充実

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
七尾市相談窓口の周知	◆相談窓口一覧の作成・設置 公共機関 13 か所 市内医療機関 67 か所 自殺対策関係団体等 35 か所	◆相談窓口一覧の作成・設置 公共機関 36 か所 市内医療機関 70 か所 自殺対策関係団体等 57 か所

イ 各種相談機関ネットワークの強化

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
自殺対策委員会（関係機関・団体との連携強化）	◆日 時：8月5日（月） 場 所：パトリア3階 会議室4 参加数：19人	◆日 時：8月26日（水） 場 所：パトリア3階 会議室4 参加数：19人
実務担当者会議（七尾市庁内関係課との情報共有の強化、相談活動の充実）	◆第1回 日 時：7月17日（水） 場 所：パトリア3階 会議室3 参加数：12人 ◆第2回 日 時：2月21日（金） 場 所：パトリア3階 会議室2 参加数：9人	◆日 時：8月4日（火） 場 所：パトリア3階 会議室4 参加数：11人

ウ 相談従事者等の資質の向上

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
研修会の開催	◆自殺対策に係る相談支援研修会（認知症サポーター養成講座内） 日 時：2月5日 場 所：パトリア3階 会議室3・4 参加数：56人	◆自殺対策に係る相談支援研修会 日 時：11月30日 場 所：パトリア4階 フォーラム七尾 対象者：市民相談を受ける窓口担当課職員 参加数：63人

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
◆相談窓口一覧の作成・設置 公共機関 36 か所 市内医療機関 70 か所 自殺対策関係団体等 57 か所	◆相談窓口一覧の作成・設置 公共機関 36 か所 市内医療機関 35 か所 市内薬局 28 か所 自殺対策関係団体等	健康推進課

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
◆日 時：8月30日（月） 場 所：パトリア3階 会議室4 参加数：19人	◆日 時：8月29日（月）書面開催 参加数：22人	健康推進課
◆日 時：8月2日（月） 場 所：パトリア3階 会議室4 参加数：12人	◆日 時：8月10日（水）書面開催 参加数：11人	健康推進課

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
◆自殺対策に係る相談支援研修会 日 時：令和4年2月22日 場 所：パトリア4階 フォーラム七尾 対象者：市民相談を受ける窓口担当課職員 参加数：10人	◆自殺対策に係る相談支援研修会 未実施	健康推進課

(3) 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療の促進

地域における心の健康教室等で心身の健康増進への取り組み、ストレスの対処法や自殺、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めました。うつスクリーニングを活用し、うつ病の早期発見に努めました。

ア 心の健康づくりの推進

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
地域における心の健康教室	◆衛生推進者連絡協議会 対象：市小中学校教頭会 14人 会場：本庁	◆新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ
若年層のこころの健康教室	◆若年層の心の健康づくり教室 内容：「こころの健康と適切なストレス対処法」 講師：宙メンタルクリニック 精神科医 西村 正史氏 対象者： ①和倉小学校 保護者27人 ②東湊小学校 保護者59人 講師：七尾松原病院 心理士 中田 照美氏 対象者： ①能登島小学校 5・6年生52人 ②能登香島中学校 1年生59人 ③小丸山小学校 5年生65人	◆新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ

イ 心の病気の早期発見の促進

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
うつスクリーニングの実施	◆初回面接時に随時実施 ◆赤ちゃん訪問時のEPDS実施 産後うつ病の疑い（9点以上） 18人/255人（7.1%）	◆初回面接時に随時実施 ◆赤ちゃん訪問時のEPDS実施 産後うつ病の疑い（9点以上） 17人/226人（7.5%）
こころの相談の充実	◆随時相談実25人（うち、心理士による相談3人）延67人 ◆弁護士による法律相談 年24回実施 64件	◆随時相談実27人（うち、心理士による相談0人）延110人 ◆弁護士による法律相談 年24回実施 62件

(4) 自殺未遂者、遺族等への心のケアの充実

自殺未遂者等のハイリスク者には、県や医療機関等との連携をとり、心のケアをしてきました。石川県が行っている遺族交流会等の情報提供に努めました。

ア 自殺未遂者等のハイリスク者への対応

区分	令和元年度	令和2年度
	施策内容・回数など	施策内容・回数など
自殺未遂者等に対する対応	◆関係機関と連携して対応 0件	◆関係機関と連携して対応 1件
遺族等への心のケアの充実	◆広報ななお 県の遺族交流会の日程掲載 5回	◆広報ななお 県の遺族交流会の日程掲載 5回

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
◆新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため見合わせ	◆自殺予防にむけた健康教室 ①場 所：和倉温泉 のと楽 対象者：母子寡婦協会 21人 ②場 所：西湊公民館 対象者：西湊女性会 40人	健康推進課
◆若年層の心の健康づくり教室 内 容：「こころの健康教室」 講 師：宙メンタルクリニック 精神科医 西村 正史氏 対象者：和倉小学校 保護者50人 内 容：「妊婦体験 胎児人形の 抱っこ体験」 講 師：助産師 大内 貴美子氏 対象者：中島中学校 2年生34人	◆若年層の心の健康づくり教室 内 容：「こころの健康教室」 講 師：宙メンタルクリニック 精神科医 西村 正史氏 対象者：朝日小学校 6年生34人	健康推進課

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
◆初回面接時に随時実施 ◆赤ちゃん訪問時のEPDS実施 産後うつ病の疑い（9点以上） 15人/203人（7.4%）	◆初回面接時に随時実施 ◆赤ちゃん訪問時のEPDS実施 産後うつ病の疑い（9点以上） 16人/178人（9.0%）	健康推進課
◆随時相談実53人（うち、心理士による相談3人）延170人 ◆弁護士による法律相談 年24回実施 64件	◆随時相談実16人（うち、心理士による相談1人）延62人 ◆弁護士による法律相談 年24回実施 64件	健康推進課

令和3年度	令和4年度	
施策内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
◆関係機関と連携して対応 3件	◆関係機関と連携して対応 3件	健康推進課
◆広報ななお 県の遺族交流会の日程掲載 5回	◆広報ななお 県の遺族交流会の日程掲載 5回	健康推進課

3 課題

(1) 若年層

本市の自殺者数は、平成18年に22人をピークに平成21年に9人と大きく減少した後、増減を繰り返し令和3年に4人と減少しています。年代別の自殺死亡率(5年移動平均)についても、全体的に減少傾向となっていますが、男性29歳以下で増加傾向がみられます。

子ども・若者の心の健康づくりの推進や学校問題（友人関係に関する悩み、学業不振、進路に関する悩みなど）を苦しめた子どもの自殺予防など学校でのメンタルヘルスの取り組みの継続が必要となります。また、職場における若年層へのメンタルヘルスを視野にいたした自殺対策の取り組みが課題となっています。

(2) 女性

本市の女性の自殺死亡率は減少していますが、国では近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、就労問題、暴力・性暴力被害、介護疲れなどを背景として、女性の自殺者数の増加を問題視しています。

本市では育児に心配・困りごとがある母親の割合が目標値に達していないこともあり、母子保健において、妊娠期からの伴走型支援や出産後のケアの体制を維持し、切れ目のない支援の充実を図っていくことが必要です。

(3) 中高年

自殺の原因・動機について、40歳代は経済・生活問題、勤務問題が7割を占めています。

小規模事業所（労働者50人未満）ではメンタルヘルス対策にまで取り組むことができない場合があります。市内の事業所は小規模事業所が9割であり、相談支援の現状の把握やメンタルヘルス対策への取り組みが課題となっています。（地域自殺実態プロファイル2022より）

(4) 高齢者

70歳代以上の高齢者の自殺死亡率は減少傾向にあります。しかし、年代別の自殺者数では最も多く、その原因・動機としては「健康問題」が50%以上を占めています。

今後の高齢者人口の増加を踏まえると、慢性疾患や高齢者のうつ病等の心身の健康問題への相談支援の継続に加え、孤立によるリスクを抱えるおそれのある高齢者の生きがいづくりに向けた更なる推進が課題となっています。

第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

- 1 施策の基本的な視点
- 2 計画の数値目標

第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

1 施策の基本的な視点

(1) 自殺予防に向けた普及啓発の充実

自殺は、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であること「自殺対策は生きることの包括的支援である」ということについて啓発活動を推進します。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺を考えるような危険な状態に追い込まれた場合には、誰かに援助を求めることが必要であることや、原因となっている悩みの解消に向かう支援を受けることで、自殺は防ぐことができます。一歩進んだ観点で自殺予防に向け、従来の対象者に加えて民間団体への情報提供をし、地域における連携を図ります。また従来の周知方法に加え、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）を活用し、積極的な自殺予防に関する情報の普及啓発活動を推進します。

(2) 自殺予防のための相談支援の充実

自殺を予防するためには、危険な状態に追い込まれる前に、原因となっている悩みを解消することが重要です。

制度の狭間にある人やひきこもりなどの複合的課題を抱えて自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援につなげる必要があります。そのため地域住民と公的機関の協働による包括的な支援体制づくりの取組や生活困窮者自立支援制度など各種施策との連携を図ります。

また、自殺に至る要因は様々で、若年層では学校問題、女性では家族や妊娠・出産に関連した悩み、中高年では経済・生活問題や勤務問題、高齢者では健康問題（特に身体の病気）や孤独・孤立等が大きな要因となっています。身近な人の悩みに気づき、支援につなげる人材を養成し、自殺の要因別や世代別、性別に合わせた専門的できめ細やかな相談支援に努めます。

(3) 心の健康づくりと早期発見の促進

自殺は、様々な要因がきっかけとなりますが、多くはうつ病などの心の病気の発症によって適切な判断ができなくなった末の死とされています。

自殺対策を進める観点からも、心の病気にならないためのストレスの要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持と増進になお一層努めます。また、地域、学校において、心の健康づくりと心の病気の早期発見を推進します。

(4) 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実

自殺者の2割が過去に自殺未遂の経験を有するとの調査報告（地域自殺実態プロファイル2022）もあることから、再発防止のためにも自殺未遂者及

びその親族等に対する心のケアが重要となっています。

救急医療と精神科医療との連携強化に努めるとともに、継続的な支援を推進します。

また、自殺危機に対応するため関係機関（医療機関、県等）や地域の支援者等の多職種と連携し、継続的な支援を推進します。

(5) 遺族等へのケアと支援施策の充実

遺族等については、経済的な問題ばかりではなく、心の支えを失った精神的なショックや自責の念などによって追いつめられる場合も多いため、心理的な影響を和らげるためのケアが重要となっています。遺族等への相談支援の周知に努めます。

2 計画の数値目標

国は、令和 8 年までに自殺死亡률을平成 27 年と比べて 30%以上の減少を目標にしています。

本市は、単年では変動があるため、直近の過去 5 年間の平均値で算出し目標値とします。

	平成 24 年～ 平成 28 年	平成 29 年～ 令和 3 年 (現状)	令和 4 年～ 令和 8 年 (目標)
自殺死亡률 (人口 10 万対)	19.6	15.9	13.8 以下
【参考】 自殺者数	11 人	8 人	7 人以下

※数値目標は、国の自殺総合対策大綱に準じて設定。令和 9 年以降の目標は、国の自殺対策大綱（令和 9 年に改定予定）の目標値を参考に見直す

※自殺死亡률、自殺者数は人口動態統計による。

※自殺死亡률은、人口 10 万人に占める人数

※数値目標の自殺者数は、2025 年人口推計値 46,220 人 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（2023 年推計）を使用して算出

※自殺者数の目標値は人口により異なる。

<参考>自殺対策計画 数値目標の算出根拠

目標自殺死亡률の算出 (H24～H28 自殺死亡률の平均)			
		(30%の減少率)	
19.6	×	$\frac{30}{100}$	= 5.8 (小数点第 2 位以下切り捨て)
		(減少率)	(目標自殺死亡률)
19.6	－	5.8	= 13.8
※自殺死亡률은人口 10 万対の自殺死亡数			
目標自殺死亡数の算出			
R7 年 (人口推計値)		(目標自殺死亡률)	(目標自殺死亡数)
46,220 人	×	13.8	=
		100,000	6.38 ≒ 7

第4章 施策の推進方策

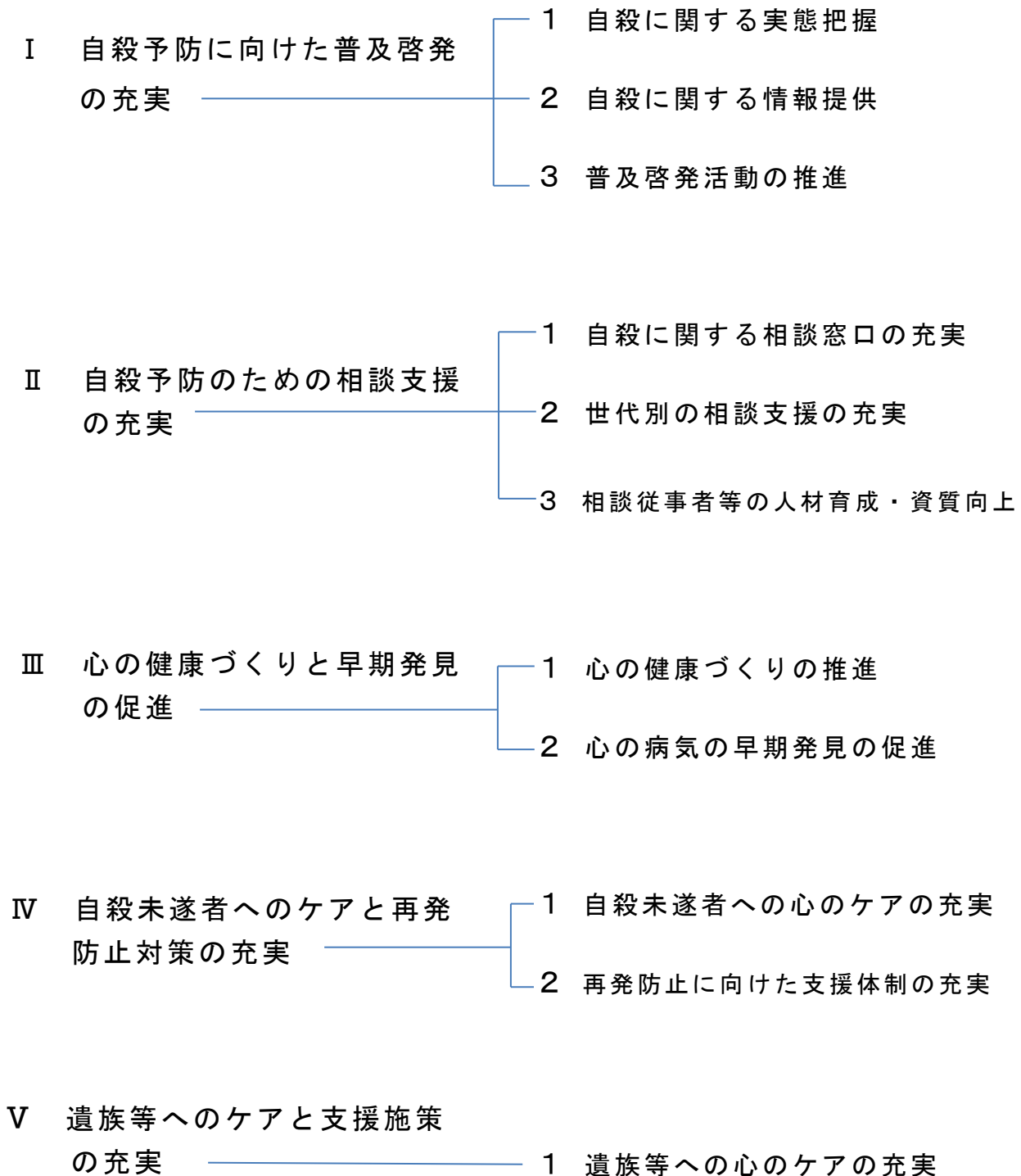
施策の体系

- I 自殺予防に向けた普及啓発の充実
- II 自殺予防のための相談支援の充実
- III 心の健康づくりと早期発見の促進
- IV 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実
- V 遺族等へのケアと支援施策の充実

主な取り組み一覧

第4章 施策の推進方策

施策の体系



I 自殺予防に向けた普及啓発の充実

■現状と課題

これまで、自殺予防週間（9月10日から9月16日）や自殺対策強化月間（3月）に併せ、県と連携し、市民一人ひとりの気づきや見守りを促すための各種啓発活動に取り組んできたところです。

多くの自殺は、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるような危険な状態になった場合には、誰かに援助を求めることが必要です。そのため悩みを抱えた人が必要な支援を受けられることで自殺は防ぐことができるという一歩進んだ観点からの普及啓発活動が求められています。

また、メンタルヘルスへの理解促進も含めた広報・教育活動の促進や、自死遺族等支援の観点からも自殺への偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動が必要です。

さらには、自殺の実態把握を実施し、効果的な自殺対策を推進するとともに、教育活動や広報活動等を通じた心の健康の保持に関する正しい知識の情報発信が課題となっています。

■推進施策

1 自殺に関する実態把握

- (1) 自殺対策計画実務担当者会議及び自殺対策委員会で自殺に関する統計情報（地域自殺実態プロフィール等）を活用し、その背景や要因等についての実態把握を進めます。

2 自殺に関する情報提供

- (1) 広報、ホームページ、SNSを活用し、自殺に関する総合的な情報を誰もがわかりやすいように提供します。
- (2) 自殺の要因となる健康問題や経済・生活問題等に関する各種相談窓口等の情報を一元的に提供します。
- (3) 児童生徒が命の大切さを実感できる教育やストレスへの対処方法を身につけるための「SOSの出し方に関する教育」を実情や発達段階に応じた方法で行います。自殺リスクの早期発見や見守りの取り組みを進めます。

【目標値】

区分	現状値		目標値		備考
市内小中学校において「SOSの出し方に関する教育」等を実施している学校数	R4年度	小中学校 全校	R11年度	小中学校 全校	健康推進課調べ

3 普及啓発活動の推進

- (1) 自殺の問題に関する市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺予防週間や自殺対策強化月間等における各種啓発活動を展開します。また、自殺や精神疾患に対する偏見を取り除くため、教室等を通じて正しい知識の普及を図ります。

【自殺予防週間と自殺対策強化月間】

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、法第7条に「自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び「自殺対策強化月間」（3月）が規定され、国や県等が連携し「自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開すること」「自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開すること」とされました。

【世界自殺予防デー】

世界保健機関（WHO）では、2004年以降、毎年9月10日を「世界自殺予防デー」と定めて世界中の関心を喚起しています。

II 自殺予防のための相談支援の充実

■現状と課題

自殺に関する相談については、庁内関係課が実施する心と身体の健康相談、女性の悩みについての相談等に加え、専門機関との連携による多重債務・経済問題等の相談にも対応してきたところです。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等様々な要因が関係しており、自殺を予防するためには、危険な状態に追い込まれる前に、原因となっている悩みを解消することが重要です。

関係機関等との連携により様々な問題を抱えた人への相談支援体制の充実を図ると共に、地域住民と公的機関の協働による相談支援や生活困窮者自立支援制度など各種施策との連携が必要となっています。

また、世代別にみると若年層では学校問題、女性では家族や妊娠・出産に関連した悩み、中高年では経済・生活問題、高齢者では健康問題（特に身体の病気）や孤独・孤立等が大きな要因となっており、それぞれの世代に応じたきめ細かな相談支援の充実が求められています。

■推進施策

1 自殺に関する相談窓口の充実

- (1) 相談しやすい環境として、随時、心の相談を実施します。
- (2) 関係者間で本市の自殺実態に関する認識を共有し、誰もが相談しやすい庁内横断的な体制づくりの推進し、関係機関や団体等と連携しながら相談窓口の充実に努めます。

- (3) 民生委員・児童委員や町内会等と連携し、地域における見守りや相談体制の充実を図るとともに、自殺に関する相談窓口の周知に努めます。
- (4) 自殺に関する相談を行っている公的機関や民間団体等で構成される自殺対策委員会により連携強化に努めます。
- (5) うつ病やアルコール健康障害、ギャンブル依存、ひきこもり、性的マイノリティ等の生きづらさを抱えた人など、孤立リスクを抱えるおそれのある人の相談には、医療機関や県と連携して相談支援の充実に努めます。

2 世代別の相談支援の充実

【若年層・女性】

- (1) いじめが自殺の原因になることもあることから、オアシスライン（親子のなんでも電話相談）等でのいじめに関する相談支援の充実を図ります。
- (2) 不登校やヤングケアラーの子どもへの支援について、早期から支援につながるよう効果的な取組等を、関係機関と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ります。
- (3) 保健室や相談室等を開かれた場として、養護教諭等が行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラー等による心のケアの充実など学校における相談体制の充実を図ります。
- (4) ひきこもりによる複合的課題に対応する重層的支援体制を整備し、社会生活の再開や自立を目指すことができるよう、県等と連携し、本人や家族に対する相談支援の充実を図ります。
- (5) 児童虐待は、子どもの心身の発達と人格形成に大きな影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ることから、要保護児童対策地域協議会の開催により、関係機関と連携し、虐待の発生予防や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援体制の充実に努めます。
- (6) ひとり親家庭は様々な困難を抱えている場合が多いことから、保護者や子ども等の生活の安定に向けて、就業支援や経済的支援、子育て支援等の相談支援の充実を図ります。
- (7) 女性に関する家族関係、仕事や育児の悩み及び配偶者等からの暴力、性暴力などによる被害に対して、関係機関と連携し、相談支援の充実に努めます。
- (8) 産後はホルモンの変化や育児ストレス等で精神的に負担のかかる時期であるため、産科医療機関や精神科医療機関、県等の関係機関が連携し、産後うつ病の早期発見や適切な支援の充実を図ります。また、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊産婦等に対しても、医療機関や県など関係機関との連携を図ります。母子保健においては、伴走型支援や産後ケアの開始、産婦健診の費用助成の充実等の体制づくりを進め、妊娠期から出産後の育児期に寄り添った支援を今後も継続して実施していきます。

【中高年】

- (9) 保健師等による心と身体に関する相談を随時実施します。国民健康保険特定健康診査の受診後の保健指導時に必要な方に心の相談支援を実施します。
- (10) 生活や就労、労働に関する相談窓口の紹介や情報提供を行い、就労促進とともに労働環境の充実に努めます。
- (11) 就労等の様々な課題を抱える生活困窮者に対しては、「生活サポートセンターななお」の専門の支援員による包括的な支援を実施して自立の促進に努めます。
- (12) 多重債務者が自殺に追い込まれることがないように、多重債務の解消に向けた相談支援の充実に努めます。
- (13) 市税・保険税などの滞納者には納付相談を進めます。

【高齢者】

- (14) 保健師等による心と身体に関する相談を随時実施します。
- (15) 地域の通いの場等において相談があった場合、相談窓口の周知に努め、関係機関につなげる仕組みづくりを推進します。
- (16) 社会的な役割の喪失や近親者の死による喪失体験をした高齢者の孤立を防止するための相談支援の充実に努めます。
- (17) 介護者は、心身ともに大きな負担を抱えていることから、関係機関と連携し、介護者に対する相談支援の充実に努めます。
- (18) 多重債務者が自殺に追い込まれることがないように、多重債務の解消に向けた相談支援の充実に努めます。
- (19) 様々な課題を抱える生活困窮者に対しては、生活サポートセンターななおの専門の支援員による包括的な支援を実施して自立の促進に努めます。
- (20) 市税・保険料などの滞納者には納付相談を進めます。

3 相談従事者等の人材育成・資質向上

- (1) 住民自らの見守り活動を支援するため、重層的な支援体制の整備に向け対応する職員の資質向上、事例検討による支援の検証を行います。民生委員・児童委員や介護事業に従事する介護支援専門員及び企業等に対し、研修の機会を通じて、心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及及びゲートキーパーの養成を進めます。身近な人への見守りができるよう受講対象者の範囲を拡大していきます。

【目標値】

区分	現状値		目標値		備考
ゲートキーパー養成研修受講者数（延べ人数）	R4年度	2,035人	R11年度	3,000人以上	健康推進課調べ

【ゲートキーパーとは】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる身近な人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

特別な資格は必要なく、周りの人の異変に気付いた場合、適切な行動ができるように研修会を実施し、身近なゲートキーパーとして支援の輪を広げています。

Ⅲ 心の健康づくりと早期発見の促進

■現状と課題

心の健康づくりについての講演会には、講師に精神科医及び臨床心理士等を招き、心の健康の保持・増進について普及啓発を行っています。

うつ病等の自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な治療を行うことは、自殺対策を進めるうえでも極めて重要な課題です。

また、自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応など、心の病気にならないよう、地域、学校、職場における心の健康づくりを推進することが求められています。

■推進施策

1 心の健康づくりの推進

- (1) 青少年の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援が、児童生徒の自殺予防につながることから、実情や発達段階に応じて学校での授業や体験活動等の一層の充実を図り、自殺リスクの早期発見や見守りの取り組みを進め、青少年の心の健康の保持・増進を進めます。
- (2) 18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から期間中、休業明けの時期にかけて、学校等における早期発見・見守り等の取組を進めます。^{※4}
- (3) 個別対応のこころの健康相談を充実させるとともに、心の健康づくり講演会等を実施し、地域における心の健康づくりを推進します。
- (4) 家に閉じこもりがちな高齢者が、心身とも活動力が低下しないために地域での「通いの場」の参加により、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進します。

※4 長期休業とは、学校教育法施行令でいう夏季、冬季、学年末の休業を指します。

2 心の病気の早期発見の促進

- (1) うつ状態にある人を早期発見するため、健康相談等の機会を活用し、自身も判断できるよう簡易なうつ病スクリーニング検査を実施します。
- (2) がん検診等の集団検診会場にて心の自己チェック票を配布し、該当する場合は随時、心の相談につなげます。
- (3) ホームページ上でうつの自己チェックを行い自分のこころの状態を確認できるようにします。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストの実施を推進します。
- (5) 産後うつ病等を早期発見するため、医療機関及び県と連携し、産婦健康診査等を活用し産後のうつ病スクリーニング検査を継続します。
- (6) 思春期や青年期では、不登校やひきこもりの原因として精神的な病気が潜む場合も少なくないことから、学校及び医療機関と連携し、不登校の児童や生徒の心の病気の早期発見に努めます。

【目標値】

区 分	現状値		目標値		備 考
睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合	R4 年度	23.3%	R11 年度	20% 以下	国保特定健康診査法定報告
育児に心配・困りごとがある母親の割合(生後 1～2 か月)	R3 年度 R4 年度 の平均	18.5%	R10 年度 R11 年度 の平均	17.6% 以下	母子保健事業報告

IV 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実

■現状と課題

自殺未遂者の対策については、これまで、自殺未遂者を受け入れる救急医療現場において、必要な精神科医療が確実に提供されるよう救急医療と精神科医療の連携に努めるとともに、地域との連携により自殺未遂者を継続的に支援する体制づくりを進めてきたところであり、減少傾向にあります。しかしながら、未だ自殺者の2割近くが自殺未遂の経験を有しており、自殺未遂者の再企図を防ぐための対策の更なる推進が課題となっています。

また、自殺未遂者が自殺企図に至った要因を克服し、社会に復帰するためには周囲の継続的な支援が必要であり、自殺未遂者のみでなく、その親族等への支援の充実も求められています。

■推進施策

1 自殺未遂者への心のケアの充実

- (1) 自殺未遂者を受け入れる救急医療現場において、必要に応じて精神科医療が提供されるよう、救急医療と精神科医療の連携体制の充実に努めます。

2 再発防止に向けた支援体制の充実

- (1) 自殺危機に対応するための関係機関（医療機関、県等）や地域の支援者等の多職種と連携し継続的な支援に努めます。

V 遺族等へのケアと支援施策の充実

■現状と課題

遺族に対する支援として、県において、遺族同士がお互いの体験や悩み等を分かち合う場としての交流会を開催しています。

遺族等については、大切な家族を失った悲しみに加え、経済的な問題や強い自責の念などにより追いつめられる場合も多く、その結果、心の病気などにつながる恐れがあることなどから、遺族等に対する心のケアの充実が求められています。

■推進施策

1 遺族等への心のケアの充実

- (1) 遺族等に対し、相談窓口や遺族交流会の情報等の提供に努めます。
- (2) 遺児に対しては、スクールカウンセラー等の緊急派遣を調整し日頃から接する機会が多い学校の教職員や県等との連絡調整を図り、相談体制の充実に努めます。

主な取り組み一覧

取り組みの方向性

自殺対策は、本市における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を最大限活かす形で、全庁的な取組として「生きることの包括な支援（＝自殺対策）」を推進する。

目的	施策の方向性	施策の主な内容
I 自殺予防に向けた普及啓発の充実	1 自殺に関する実態把握	①自殺の実態把握
	2 自殺に関する情報提供	拡大 ①広報等を活用した情報の提供
		拡大 ②各種相談窓口等の情報の一元的な提供
		③児童生徒に対するSOSの出し方教育の推進
3 普及啓発活動の推進	①全国自殺予防週間等における普及啓発活動	
II 自殺予防のための相談支援の充実	1 自殺に関する相談窓口の充実	①相談体制の充実
		②地域における見守り体制の充実
		③公的機関や民間団体等の連携強化
		④アルコール・ギャンブル依存等の相談支援の充実
	2 世代別の相談支援の充実	【若年層・女性】
		①いじめに関する相談支援の充実
		②スクールカウンセラー等による心のケアの充実
		拡大 ③ひきこもりへの相談支援の充実
	新規 ④女性に対する支援の充実	

●=新規・拡大の取り組み

主な取組	担当部署	主な協力関係機関
・自殺統計(地域自殺実態プロファイル、人口動態統計、警察庁統計)による実態把握	健康推進課	七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
・実務対策計画担当者会議、自殺対策委員会での実態把握		
●広報、ホームページ、SNS等を活用した自殺予防に関する情報発信	健康推進課	
・相談窓口一覧の作成、配布		七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
・子ども向けの自殺予防リーフレットの作成、配布	健康推進課 教育委員会	七尾市内中学校
・救急講習会などで命の尊さ等についてのパンフレットの配布	七尾鹿島消防本部	
●中小企業の事業主を介して相談窓口の周知	健康推進課	七尾労働基準監督署 七尾商工会議所 能登鹿北商工会 産業振興課
・児童生徒へ命の大切さを実感できる教育やストレス対処法等を身に付ける教育の推進	健康推進課 教育委員会	七尾市医師会
・全国自殺予防週間(9/10～9/16)、自殺対策強化月間(3月)の普及啓発	健康推進課	七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
・心の相談の随時実施	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
・庁内横断的な体制づくりの検討		自殺対策計画実務担当者会議
・民生委員、児童委員や町会等の連携による見守り体制、相談窓口の周知	福祉課 健康推進課	七尾市民生委員児童委員協議会 七尾市町会連合会
・自殺対策計画実務担当者会議、自殺対策委員会の開催【再掲】	健康推進課	七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
・心の相談の随時実施	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
・「いじめアンケート」の実施	教育委員会	石川県七尾児童相談所 七尾警察署 子育て支援課
・オアシスライン(親と子のなんでも電話相談)の実施		小中学校
・スクールカウンセラー等の配置調整	教育委員会	県教育委員会
・生活サポートセンターななおの専門の支援員による包括相談の実施	福祉課	石川県能登中部保健福祉センター 生活サポートセンターななお
●ひきこもりによる複合的課題等への支援		
●伴走型支援等、妊娠期から出産後の育児期における相談の実施	健康推進課	七尾市医師会
・女性なんでも相談	総務課	七尾市社会福祉協議会 子育て支援課

目的	施策の方向性	施策の主な内容
Ⅱ 自殺予防のための 相談支援の充 実	2 世代別の相談支援の充実	⑤個別の相談支援の充実
		【中高年】
		①雇用対策の推進、相談支援の充実
		②保健師等による相談支援の充実
		③生活困窮者に対する相談支援の充実
		【高齢者】
		①高齢者に対する相談支援の充実
②介護者に対する相談支援の充実		
③生活困窮者に対する相談支援の充実		
	3 相談従事者等の人材育成・ 資質向上	拡大 ①ゲートキーパー養成研修の実施

●=新規・拡大の取り組み

主な取組	担当部署	主な協力関係機関
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の開催 	子育て支援課	石川県七尾児童相談所 石川県能登中部保健福祉センター 教育委員会 健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談、母子・父子家庭相談、女性相談の実施 		七尾市民生委員児童委員協議会
<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦健診、両親学級、赤ちゃん訪問、育児相談（すくすく相談）等の実施 	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する相談 	産業振興課	ハローワーク七尾
<ul style="list-style-type: none"> 生活サポートセンターななおの専門の支援員による包括相談の実施【再掲】 	福祉課	ハローワーク七尾 七尾市医師会
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険特定健康診査受診後の保健指導時における心の相談の実施 	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> 心の相談の随時実施【再掲】 		
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務者に対する弁護士による無料法律相談の実施 	総務課	
<ul style="list-style-type: none"> 生活サポートセンターななおの専門の支援員による包括相談の実施【再掲】 	福祉課	生活サポートセンターななお
<ul style="list-style-type: none"> 市税、国民健康保険税、上下水道料、公営住宅使用料に関する納付相談の実施 	税務課 上下水道課 都市建築課	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の通いの場等における相談後、必要な支援につなげる仕組みづくりの推進 	高齢者支援課	七尾市地域包括支援センター 七尾市社会福祉協議会 七尾市民生委員児童委員協議会 七尾市町会連合会
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおける総合相談の実施 		七尾市民生委員児童委員協議会
<ul style="list-style-type: none"> 心の相談の随時実施【再掲】 	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおける専門の相談の実施【再掲】 	高齢者支援課	七尾市民生委員児童委員協議会
<ul style="list-style-type: none"> 介護家族など支援する介護教室の実施 		七尾市地域包括支援センター 七尾市民生委員児童委員協議会 七尾市町会連合会
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務者に対する弁護士による無料法律相談の実施【再掲】 	総務課	
<ul style="list-style-type: none"> 生活サポートセンターななおの専門の支援員による包括相談の実施【再掲】 	福祉課	七尾市地域包括支援センター 生活サポートセンターななお
<ul style="list-style-type: none"> 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、公営住宅使用料に関する納付相談の実施 	税務課 高齢者支援課 保険課 上下水道課 都市建築課	生活サポートセンターななお
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、児童委員、介護事業従事者等への知識の普及啓発 ●企業へのゲートキーパー研修の実施 ●JSCPゲートキーパー研修の活用 	健康推進課	七尾市医師会 七尾市民生委員児童委員協議会 七尾市・中能登町地域自立支援協議会 七尾市地域包括支援センター 七尾市町会連合会

目的	施策の方向性	施策の主な内容
Ⅲ 心の健康づくり と早期発見の促進	1 心の健康づくりの推進	①学校における心の健康づくりの推進
		②地域における心の健康づくりの推進
	2 心の病気の早期発見の促進	①うつ病スクリーニング検査の推進
		②産婦健康診査等とうつ病スクリーニング検査の実施の推進 ③不登校の児童・生徒の心の病気の早期発見の促進
Ⅳ 自殺未遂者への ケアと再発防止 対策の充実	1 自殺未遂者への心のケアの充実	①救急医療と精神科医療の連携の推進
	2 再発防止に向けた支援体制の充実	①自殺未遂者に対する継続的な支援の促進
Ⅴ 遺族等へのケア と支援施策の充実	1 遺族等への心のケアの充実	①遺族交流会等の情報提供、支援の充実
		②自殺発生後の事後対応の充実

●=新規・拡大の取り組み

主な取組	担当部署	主な協力関係機関
・児童生徒へ命の大切さを実感できる教育やストレス対処法等を身に付ける教育の推進【再掲】	健康推進課 教育委員会	七尾市医師会
・地域でのこころの教室の実施	健康推進課	七尾市医師会 七尾市町会連合会
・介護予防事業における住民主体の「通いの場」の実施	高齢者支援課	七尾市民生委員児童委員協議会 七尾市社会福祉協議会 七尾市町会連合会
・救急講習会などで命の尊さ等についてのパンフレットの配布【再掲】	七尾鹿島消防本部	
・健康相談におけるうつ病スクリーニング実施	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
・介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストの実施	高齢者支援課	七尾市地域包括支援センター 七尾市民生委員児童委員協議会 石川県能登中部保健福祉センター 健康推進課
・産後うつ病の早期発見や適切な支援	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
・スクールカウンセラー等の配置調整、県等との連絡調整	教育委員会	県教育委員会 石川県七尾児童相談所 七尾市医師会 子育て支援課 福祉課
・救急医療と精神科医療が連携し、適切な医療を提供する	公立能登総合病院	健康推進課
・地域の各関係機関等と連携し支援を実施	公立能登総合病院 健康推進課	七尾警察署 石川県能登中部保健福祉センター 七尾市民生委員児童委員協議会 七尾市町会連合 七尾鹿島消防本部 七尾市地域包括支援センター 福祉課
・県の遺族交流会の広報周知	健康推進課	石川県こころの健康センター
・相談窓口一覧の配布【再掲】		
・スクールカウンセラー等の緊急派遣の調整	教育委員会	県教育委員会 七尾市医師会

關係資料

関係資料

七尾市における自殺の現状

[表1] 自殺者数の年次推移

(人)

	全国			石川県			七尾市		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成16年	30,247	21,955	8,292	270	196	74	15	12	3
17年	30,553	22,236	8,317	265	195	70	12	8	4
18年	29,921	21,419	8,502	265	194	71	22	16	6
19年	30,827	22,007	8,820	257	192	65	19	16	3
20年	30,229	21,546	8,683	239	172	67	16	9	7
21年	30,707	22,189	8,518	254	179	75	9	8	1
22年	29,554	21,028	8,526	261	195	66	16	12	4
23年	28,896	19,904	8,992	261	186	75	15	8	7
24年	26,433	18,485	7,948	241	165	76	15	10	5
25年	26,063	18,158	7,905	204	145	59	8	6	2
26年	24,417	16,875	7,542	180	133	47	9	7	2
27年	23,152	16,202	6,950	209	123	86	13	11	2
28年	21,017	14,639	6,378	177	127	50	9	6	3
29年	20,465	14,333	6,132	189	136	53	9	9	0
30年	20,031	13,851	6,180	146	97	49	13	9	4
令和1年	19,425	13,668	5,757	160	114	46	9	6	3
2年	20,907	13,914	6,993	173	125	48	6	6	0
3年	21,007	13,939	7,068	152	100	52	4	4	0
4年	21,881	14,746	7,135	185	126	59	3	2	1

出典：人口動態統計より作成

[表2] 自殺死亡率（人口10万対）の年次推移

(人)

	全国			石川県			七尾市		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成16年	24.0	35.6	12.8	22.9	34.4	12.2	24.3	41.1	9.2
17年	24.2	36.1	12.9	22.7	34.7	11.6	19.5	27.6	12.3
18年	23.7	34.8	13.2	22.8	34.6	11.8	36.4	56.4	19.7
19年	24.4	35.8	13.8	22.2	34.3	10.8	31.8	57.0	9.5
20年	24.0	35.1	13.5	20.7	30.8	11.2	27.1	32.5	22.3
21年	24.4	36.2	13.2	22.0	32.1	12.5	15.5	29.3	3.2
22年	23.4	34.2	13.2	22.5	34.8	11.0	27.9	44.3	13.2
23年	22.9	32.4	13.9	22.6	33.3	12.6	26.5	29.9	23.4
24年	21.0	30.1	12.3	20.9	29.6	12.8	26.8	37.9	32.3
25年	20.7	29.7	12.3	17.7	26.1	10.0	14.5	23.0	6.9
26年	19.5	17.6	11.7	15.7	24.0	8.0	16.6	27.3	7.0
27年	18.5	26.6	10.8	18.3	25.8	6.7	23.7	42.1	7.0
28年	16.8	24.1	9.9	15.5	23.0	8.5	16.6	23.4	10.5
29年	16.4	23.6	9.6	16.7	24.8	9.1	16.9	35.8	0.0
30年	16.1	22.9	9.7	12.9	17.7	8.4	24.9	36.3	14.6
令和元年	16.5	23.2	10.1	14.3	21.0	8.0	17.5	24.6	11.1
2年	16.4	22.6	10.5	15.0	22.9	7.6	12.1	25.2	0.0
3年	16.8	22.9	11.0	13.7	18.5	9.1	8.2	17.2	0.0
4年	17.4	24.2	11.0	16.4	22.5	10.7	6.0	8.4	3.8

出典：人口動態統計より作成

[表3] 厚生労働省人口動態統計と警察庁自殺統計による自殺者数の比較（七尾市）

(人)

	厚生労働省人口動態統計			警察庁自殺統計		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成21年	9	8	1	10	9	1
22年	16	12	4	19	12	7
23年	15	8	7	19	10	9
24年	15	10	5	15	10	5
25年	8	6	2	10	7	3
26年	9	7	2	11	8	3
27年	13	11	2	13	10	3
28年	9	6	3	8	6	2
29年	9	9	0	9	9	0
30年	13	9	4	13	9	4
令和元年	9	6	3	10	6	4
2年	6	6	0	6	6	0
3年	4	4	0	4	4	0
4年	3	2	1	3	2	1

出典：人口動態統計及び警察庁自殺統計より作成

[表4] 原因動機別自殺者数の比較（七尾市）

令和3年までは主な3つまで計上、令和4年は4つまで計上

(人)

	家庭問題	健康問題	経済生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	計
平成21年	1	6	3	1	0	0	2	2	15
22年	4	13	7	1	0	0	1	2	28
23年	2	6	2	2	2	0	2	7	23
24年	1	6	3	1	0	0	3	5	19
25年	1	1	2	0	0	0	0	7	11
26年	0	4	4	1	0	0	1	5	15
27年	2	3	1	0	0	0	1	7	14
28年	1	6	2	1	0	0	0	1	11
29年	4	3	2	4	0	0	1	1	15
30年	0	7	0	1	0	0	0	5	13
令和元年	1	4	2	0	0	0	0	4	11
2年	0	2	2	0	0	0	0	5	9
3年	0	1	0	0	0	0	0	3	4
4年	0	2	0	0	0	0	0	1	0

出典：警察庁自殺統計より作成

[参考] 厚生労働省人口動態統計と警察庁自殺統計との違いについて

	厚生労働省人口動態統計	警察庁自殺統計
対象	国内日本人のみ	総人口(外国人含む)
計上時点	自殺者の住所地をもとに死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体発見時点(認知時点)で計上
計上方法	自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、後日死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は自殺に計上しない	死体発見時に自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上する

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・子ども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのち支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づき政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

「自殺総合対策大綱」第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等を集約される情報の活用の検討
- **子ども、若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- **うつ病等の精神疾患の病態解明等**
 - ・につなげる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスの担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実に
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- **うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策**

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- **ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援**
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

「自殺総合対策大綱」第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- **学生・生徒への支援充実**
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブツシユ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- **ハラスメント防止対策**
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- **妊産婦への支援の充実**
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な問題を抱える女性への支援**

七尾市自殺対策委員会設置要綱

平成22年4月26日告示第102号

改正 平成27年6月15日告示第160号

平成28年5月12日告示第132号

平成30年3月19日告示第 40号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、七尾市における自殺対策の推進を図るために、七尾市自殺対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、自殺対策の推進に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の推進に関する施策の実施を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定め、その任期は委員の任期とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員長は、委員を招集し、委員会の議長を務める。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年七尾市条例第43号)の定めるところによる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以降、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成27年6月15日告示第160号)

この告示は、平成27年6月15日から施行する。

附 則(平成28年5月12日告示第132号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月19日告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

七尾市自殺対策委員会 委員名簿

	所属先	職名	委員氏名
委員長	(一社)七尾市医師会	宙メンタル クリニック院長	西村正史
副委員長	(社福)七尾市社会福祉協議会 七尾市地域包括支援センター	センター長	石川静香
委員	石川県七尾児童相談所	児童相談課長	荒木暢通
	石川県能登中部保健福祉センター	健康推進課長	市塚真由美
	七尾市町会連合会	会長	円山賢一
	七尾市・中能登町地域自立支援協議会		大森周二
	七尾労働基準監督署	署長	小正剛
	石川県司法書士会		谷本憲治
	メンタルヘルスポランティア花の会	監査	松田和枝
	七尾市民生委員児童委員協議会	副会長	山崎茂彌
	石川県七尾警察署	生活安全課長	山田耕作

(五十音順・敬称略 R6.3.31 現在)

「七尾市自殺対策計画（第3次）」策定経緯

年月日	経過等	主な協議事項
令和5年8月22日	第1回 自殺対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・七尾市自殺対策行動計画（第2次）の進捗状況について ・七尾市自殺対策計画（第3次）の見直しについて
令和5年11月16日	第2回 自殺対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「七尾市自殺対策計画（第3次）」の素案について
令和6年2月7日 ～ 2月21日	パブリックコメント （市民意見募集）の 実施	
令和6年3月	七尾市自殺対策計画 策定	

用語の説明

	用語	説明
し	自殺対策総合大綱	自殺対策基本法に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。おおむね5年を目途に見直すこととされている。
	JSCPゲートキーパー研修	いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を用いた研修。動画視聴により、必要な知識を得ることができる。
	重層的支援	介護・障害・子ども・生活困窮などの属性や世代を問わない支援体制。
せ	生活困窮自立支援制度	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方が、地域社会の中で生活を立て直して、少しずつ自立していけるように包括的な支援を行う制度。
は	伴走型支援	妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ支援。

七尾市自殺対策計画

[令和6年度～令和11年度]

令和6年3月

発行 七尾市

〒926-0811 石川県七尾市御祓町1番地（パトリア3階）

編集 七尾市健康福祉部健康推進課

TEL : (0767) 53-3623 FAX : (0767) 53-5990

E-mail : kenkou@city.nanao.lg.jp